

技 第 3 3 5 号
令和3年 9月22日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公印省略)

災害復旧工事等に係る特別資材調査の対応について（通知）

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知致しましたので、ご承知ください。

問い合わせ先

土木部 技術管理課

農林設計基準グループ／土木設計基準グループ

電話：300-2-5942／5941



技 第 3 3 5 号
令和 3 年 9 月 2 2 日

総務部各地方機関の長 様
農林水産部各関係課長 様
土木部各関係課長 様
農林水産部各地方機関の長 様
土木部各地方機関の長 様

土木部技術管理課長

災害復旧工事等に係る特別資材調査の対応について（通知）

工事費の積算における材料単価の決定方法は「建設工事積算基準第 I 編第 2 章」に規定しており、一定の材料は特別資材調査により決定することとしています。

この度、令和 3 年 7 月梅雨前線豪雨による災害により影響のある事務所については、災害復旧及び一般予算の早期発注のため、概算単価による工事発注ができることとしますので担当職員へ周知願います。

記

1 概算単価による工事発注方法

見積単価等により概算単価を設定し、工事の早期発注に努めることとする。

ただし、概算単価については、設計変更の対象となる旨特記仕様書に記載するものとし、契約後、受発注者間協議のうえ変更するものとする。

2 適用日

通知日以降、当面の間とする。

なお、本通知を廃止する場合は別途通知する。

3 注意事項

今後依頼予定の調査は、調査期間が遅延するおそれがある場合を考慮し、可能な限り早期に調査依頼するようにしてください。

問い合わせ先

土木部 技術管理課

農林設計基準グループ／土木設計基準グループ

電話：300-2-5942／5941

